

○総務省令第十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(業務の分類及び定義)  
第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。

(業務の分類及び定義)  
第三条 「同上」

「一〇十四 略」

「一〇十四 同上」

十五 アマチュア業務 金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究その他総務大臣が別に告示する業務を行う無線通信業務をいう。

十五 アマチュア業務 金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究その他総務大臣が別に告示する業務を行う無線通信業務をいう。

「十六〇二十 略」

「十六〇二十 同上」

「2・3 略」

「2・3 同上」

(無線局の種別及び定義)

(無線局の種別及び定義)

第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

第四条 「同上」

「一〇二十三 略」

「一〇二十三 同上」

二十四 アマチュア局 アマチュア業務を行う無線局をいう。

二十四 アマチュア局 アマチュア業務を行う無線局をいう。

「二五〇二十九 略」

「二五〇二十九 同上」

第八条 「略」

第八条 「同上」

2 前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。

2 「同上」

「一〇九 略」

「一〇九 同上」

十 アマチュア局

十 アマチュア局

「一〇一〇十三 略」

「一〇一〇十三 同上」

十四 特別業務の局(携帯無線通信等を抑止する無線局(無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。第十条の二第六号において同じ。))に限る。

十四 特別業務の局(携帯無線通信等を抑止する無線局(無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。第十条の二第六号において同じ。))に限る。

「十五 略」

「十五 同上」

(許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の変更)

第十条の二 法第九条第一項ただし書の規定により変更の許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項は、前条第一項及び第二項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

〔新設〕

一 アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。)の無線設備の送信機に接続する附属装置(当該送信機の外部入力端子に接続するものであって、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性(電波の型式に係るものを除く。)に変更を来さないものに限る。)の工事設計の全部又は一部について変更するもの

二 その他総務大臣が別に告示するもの

2 前項の規定は、法第十七条第三項において法第九条第一項ただし書の規定を準用する場合に準用する。

(運用開始の届出を要しない無線局)

(運用開始の届出を要しない無線局)

第十条の二 「略」

第十条の二 「同上」

(公表する免許状記載事項等)

第十一条 〔略〕

〔254 略〕

5 前四項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局(第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。以下同じ。)について総務大臣が公表する免許状記載事項等は、次に掲げるものとする。ただし、登録局については、第三号、第一号包括免許人が開設する特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)については、第四号を除く。

〔155 略〕

〔658 略〕

(混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置のために提供する情報)

第十一条の二三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるもののうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の三の三のとおりとする。ただし、別表第二号の二第1(2)、第1(9)、第1(10)及び第1(11)に規定する無線局(第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。)のもの並びに同表第1(13)、第2(5)及び第2(6)に規定する無線局のうち一GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。(周波数測定装置の備付け)

第十一条の三 法第三十一条の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

〔156 略〕

七 アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の特性周波数を〇・〇二五パーセント(九MHzを超え五二・六五MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、〇・〇五パーセント)以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

〔八 略〕

第十三条の二 アマチュア局が動作することを許される周波数帯は、別に告示する。

第十五条 二八MHz以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話の無線局に指定する電波の型式は、当該無線電話につき、次のとおりとする。ただし、基幹放送局、アマチュア局、簡易無線局その他別に告示する無線局の無線電話については、この限りでない。

電波の型式 H三E、J三E又はR三E

(主任無線従事者の非適格事由)

第三十四条の三 法第三十九条第三項の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。

〔1・2 略〕

三 主任無線従事者として選任される日以前五年間において無線局(無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。)の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が三箇月に満たない者であること。

(公表する免許状記載事項等)

第十一条 〔同上〕

〔254 同上〕

5 前四項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局(第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。以下同じ。)について総務大臣が公表する免許状記載事項等は、次に掲げるものとする。ただし、登録局については、第三号、第一号包括免許人が開設する特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)については、第四号を除く。

〔155 同上〕

〔658 同上〕

(混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置のために提供する情報)

第十一条の二三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるもののうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の三の三のとおりとする。ただし、別表第二号の二第1(2)、第1(9)、第1(10)及び第1(11)に規定する無線局(第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。)のもの並びに同表第1(13)、第2(5)及び第2(6)に規定する無線局のうち一GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。(周波数測定装置の備付け)

第十一条の三 〔同上〕

〔156 同上〕

七 アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の特性周波数を〇・〇二五パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

〔八 同上〕

第十三条の二 アマチュア局が動作することを許される周波数帯は、別に告示する。

第十五条 二八MHz以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話の無線局に指定する電波の型式は、当該無線電話につき、次のとおりとする。ただし、基幹放送局、アマチュア局、簡易無線局その他別に告示する無線局の無線電話については、この限りでない。

電波の型式 H三E、J三E又はR三E

(主任無線従事者の非適格事由)

第三十四条の三 〔同上〕

〔1・2 同上〕

三 主任無線従事者として選任される日以前五年間において無線局(無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。)の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が三箇月に満たない者であること。

第三十四条の十 法第三十九条の十三ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下この項において同じ。）の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮（立会い（これに相当する適切な措置を執るものを含む。）をするものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の下に行う場合であつて、次に掲げる条件に適合するとき。

(1) 科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として一時的に行われるものであること。

(2) 当該無線設備の操作を指揮する無線従事者の行うことができる無線設備の操作（モジュール符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。）の範囲内であること。

(3) 当該無線設備の操作のうち、連絡の設定及び終了に関する通信操作については、当該無線設備の操作を指揮する無線従事者が行うこと。

(4) 当該無線設備の操作を行う者が、法第五条第三項各号のいずれか又は法第四十二条第一号若しくは第二号に該当する者でないこと。

二 臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に行う場合であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するとき。  
〔削る〕

2 前項第一号に規定する無線設備の操作を指揮する無線従事者は、当該無線設備の操作を行う者が無線技術に対する理解と関心を深めるとともに、当該操作に関する知識及び技能を習得できらるよう、適切な働きかけに努めるものとする。  
（記載事項等の変更）

第四十三条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 社団（公益社団法人その他これに準ずるものであつて、総務大臣が認めるものを除く。）であるアマチュア局の免許人は、その定款又は理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総務通信局長に届け出なければならない。

〔5～8 略〕

（権限の委任）

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の二十一第一項及び第二項、第二十

第三十四条の十 法第三十九条の十三ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合であつて、当該各号に応じて総務大臣が別に告示する条件に適合するときとする。

〔新設〕

一 臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合

二 家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合  
〔新設〕

（記載事項等の変更）

第四十三条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 社団（公益社団法人を除く。）であるアマチュア局の免許人は、その定款又は理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総務通信局長に届け出なければならない。

〔5～8 同上〕

（権限の委任）

第五十一条の十五 〔同上〕

一 法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の二十一第一項及び第二項、第二十

七条の二十二から第二十七条の二十五まで、第二十七条の二十六（第三項を除く。）、第二十七條の二十七第二項、第二十七條の二十八、第二十七條の二十九第一項、第二十七條の三十、第二十七條の三十一、第二十七條の三十二第二項、第二十七條の三十三（第三項を除く。）、第二十七條の三十四、第二十七條の三十五、第三十九條第四項（法第五十一條（法第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十條の七第二項（法第七十條の八第二項及び第七十條の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五條、第七十六條第一項（法第七十條の七第四項、第七十條の八第三項及び第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十條の七第四項及び第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十條の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五條第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

(1) 固定局、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）、陸上局、移動局、無線測位局、V S A T地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、氣象援助局、標準周波数局及び特別業務の局

(2) (1)に掲げる無線局（アマチュア局を除く。）の行う無線通信業務に係る実用化試験局

「一の二の二の三 略」  
二の三 法第四十一條第一項、第四十二條及び第四十五條の規定に基づく総務大臣の権限であつて、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格に関するもの（法第四十五條の規定に基づくもの）のうち、法第四十六條第一項の規定により、総務大臣が同項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）に同項に規定する試験事務（以下「試験事務」という。）を行わせることとした場合の当該試験事務に係る無線従事者国家試験に関するものを除く。）

「二の四の八 略」  
「2と4 略」  
5] アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下この項において同じ。）に係る申請について

申請に係る無線局に関する第二項の表の下欄に掲げる場所と申請に係る無線従事者の免許に関する同表の下欄に掲げる場所とが異なる場合であつて、当該申請がこれらのいずれかの場所を管轄する総合通信局長に同時に提出されるときにおける第一項の所轄総合通信局長は、第二項の規定にかかわらず、当該アマチュア局の無線設備の常置場所（常置場所を船舶又は航空機とする無線局にあつては、当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地）又は当該アマチュア局の送信所（通信所又は演奏所があるときは、その通信所又は演奏所）の所在地を管轄する総合通信局長とする。

6] 別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）  
一 無線設備の設置場所の変更で次に掲げるものの場合  
「略」

七条の二十二から第二十七条の二十五まで、第二十七条の二十六（第三項を除く。）、第二十七條の二十七第二項、第二十七條の二十八、第二十七條の二十九第一項、第二十七條の三十、第二十七條の三十一、第二十七條の三十二第二項、第二十七條の三十三（第三項を除く。）、第二十七條の三十四、第二十七條の三十五、第三十九條第四項（法第五十一條（法第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十條の七第二項（法第七十條の八第二項及び第七十條の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五條、第七十六條第一項（法第七十條の七第四項、第七十條の八第三項及び第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十條の七第四項及び第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十條の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五條第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

(1) 固定局、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）、陸上局、移動局、無線測位局、V S A T地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、氣象援助局、標準周波数局及び特別業務の局

(2) (1)に掲げる無線局（アマチュア局を除く。）の行う無線通信業務に係る実用化試験局

「一の二の二の三 同上」  
二の三 法第四十一條第一項、第四十二條及び第四十五條の規定に基づく総務大臣の権限であつて、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格に関するもの（法第四十五條の規定に基づくもの）のうち、法第四十六條第一項の規定により、総務大臣が同項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）に同項に規定する試験事務（以下「試験事務」という。）を行わせることとした場合の当該試験事務に係る無線従事者国家試験に関するものを除く。）

「二の四の八 同上」  
「2と4 同上」  
「新設」

5] 別表第二号 「同上」  
一 「同上」  
「同上」

<p>(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 総務大臣が別に告示する無線設備を使用するアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）に係るもの</p> <p>[⑤] 略]</p> <p>[一] 略]</p> <p>別表第三号 無線従事者選解任届の様式（第34条の4関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>[様式略]</p> <p>[注1～4 略]</p> <p>5 社団のアマチュア局にあつては、この様式にかかわらず、適宜の用紙に無線従事者の氏名、無線従事者免許証の番号（第34条の8に規定する外国政府が付与する資格を有する者については、その資格名）を記載して届け出ることができる。ただし、公益社団法人その他これに準ずるものであつて、総務大臣が認めるものは、当該事項のうち総務大臣が認めるものの記載を省略することができる。</p>	<p>(1)～(3) 同上]</p> <p>(4) 総務大臣が別に告示する無線設備を使用するアマチュア局に係るもの</p> <p>[⑤] 同上]</p> <p>[一] 同上]</p> <p>別表第三号 同左]</p> <p>[様式同左]</p> <p>[注1～4 同左]</p> <p>5 社団のアマチュア局にあつては、この様式にかかわらず、適宜の用紙に無線従事者の氏名、無線従事者免許証の番号（第34条の8に規定する外国政府が付与する資格を有する者については、その資格名）を記載して届け出ることができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章 略」

第二章 「略」

「第一節 第二節の二 略」

第二節の三 特定無線局の免許手続の特例（第二十条の四―第二十条の十二）

第二節の四 アマチュア局の様式の特例（第二十条の十三）

「第三節 略」

「第三章 第八章 略」

附則

（免許の単位）

第二条 「略」

「一 七 略」

八 アマチュア局

「九 十 略」

「二 九 略」

（申請書）

第三条 「略」

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。

（添付書類）

第四条 「略」

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。

「表略」

（資料の提出）

第五条 「略」

2 無線局根本基準第六条の二第一号(3)に該当する者がアマチュア局の免許を申請するときは、次に掲げる事項を記載した書類を第四条第一項の無線局事項書及び工事設計書に添えて提出しなければならない。ただし、公益社団法人その他これに準ずる者であつて、総務大臣が認めるものは、当該事項のうち総務大臣が認めるものの記載を省略することができる。

「一 三 略」

「三 五 略」

（添付書類の写しの提出部数等）

目次

「第一章 同上」

第二章 「同上」

「第一節 第二節の二 同上」

第二節の三 特定無線局の免許手続の特例（第二十条の四―第二十条の十二）

「第三節 同上」

「第三章 第八章 同上」

附則

（免許の単位）

第二条 「同上」

「一 七 同上」

八 アマチュア局

「九 十 同上」

「二 九 同上」

（申請書）

第三条 「同上」

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。

（添付書類）

第四条 「同上」

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

「表同上」

（資料の提出）

第五条 「同上」

2 無線局根本基準第六条の二第一号(3)に該当する者がアマチュア局の免許を申請するときは、次に掲げる事項を記載した書類を第四条第一項の無線局事項書及び工事設計書に添えて提出しなければならない。ただし、公益社団法人にあつては、第一号及び第三号に掲げる事項を除く。

「一 三 同上」

「三 五 同上」

（添付書類の写しの提出部数等）



第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区分	書類
一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局に限る。）及び気象援助局	無線局事項書及び工事設計書の写し 二通
〔二略〕	〔略〕

〔2 略〕  
（予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示）

第十条の二 〔略〕

〔2・3 略〕

4 法第八条第一項の規定により指定する電波の型式、周波数及び空中線電力であつてアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この項において同じ。）に係るものは、アマチュア局について指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号として総務大臣が別に告示するものにより表示するものとする。  
（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条 〔略〕

2 前項の申請書又は届出書の様式は、別表第四号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十條の十三に定める様式によることができる。

〔3～5 略〕

（遭難自動通報局等の免許手続の簡略）

第十五条の五 〔略〕

〔一 略〕

二 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）であつて、適合表示無線設備その他の総務大臣が別に告示する無線設備のみを使用するものうち、当該無線設備の送信機に附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係

第八条 〔同上〕

区分	書類
一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	無線局事項書及び工事設計書の写し 二通
〔二 同上〕	〔同上〕

〔2 同上〕  
（予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示）

第十条の二 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 法第八条第一項の規定により指定する電波の型式でアマチュア局に係るものは、総務大臣が別に告示する記号により表示することができる。

（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条 〔同上〕

2 前項の申請書又は届出書の様式は、別表第四号のとおりとする。

〔3～5 同上〕

（遭難自動通報局等の免許手続の簡略）

第十五条の五 〔同上〕

〔一 同上〕

〔新設〕

る無線設備の電气的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）を接続するもの。

三 前二号以外の無線局であつて、総務大臣が別に告示するもの

〔2・3 略〕

（再免許の申請）

第十六条 「略」

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十條の十三に定める様式によることができる。

（申請の期間）

第十八条 再免許の申請は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に掲げる期間に行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

一 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。） 免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間

二 特定実験試験局 免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間

三 前二号に掲げる無線局以外の無線局 免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間

〔2・3 略〕

第二節の四 アマチュア局の様式の特例

（アマチュア局の様式の特例）

第二十條の十三 次の表の上欄に掲げるアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この条において同じ。）の申請又は届出は、中欄に掲げる申請書又は届出書の様式並びに無線局事項書及び工事設計書の様式の区分に応じ、それぞれ下欄の様式によることができるものとする。

アマチュア局	様式	様式の特例
一 空中線電力五〇ワット以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局であつて移動するもの（個人が開設するものに限る。）	別表第一号（無線局の免許申請に限る。）及び別表第二号の三第3	別表第十三号第1
二 アマチュア局	別表第四号及び別表第一号の三第3	別表第十三号第2
	別表第一号（無線局の再免許申請に限る。）	別表第十四号第1
	別表第四号	別表第十四号第2

（様式等）

二 前号以外の無線局であつて、総務大臣が別に告示するもの

〔2・3 同上〕

（再免許の申請）

第十六条 「同上」

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。

（申請の期間）

第十八条 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔2・3 同上〕

〔新設〕

（様式等）

第二十一条 [略]

[2~4 略]

5 第十条の二第四項の規定は、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)に係る免許状に電波の型式、周波数及び空中線電力を記載する場合に準用する。

[9 略]

別表第二号の三第3 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

人工衛星等のアマチュア局のうち、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、別表第二号第2及び別表第二号の二第5の様式のとおりとし、人工衛星に開設するものについては別表第二号第5及び別表第二号の二第8のとおりとする。

1 様目

無線局事項書及び工事設計書	
1 免許の番号	A第 号
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更
3 個人/社团(クラブ)の別	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 社团(クラブ)
	都道府県一市区町村コード [ ]
	〒 ( - )
4 住所	電話番号 ( ) -
	国籍 [ ]
	フリガナ
5 氏名又は名称及び代表者氏名	
6 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 <input type="checkbox"/> 日付指定: . . . . .
7 無線従事者免許証の番号	<input type="checkbox"/> 無線従事者免許同時申請 同時申請の資格 国家試験受験番号 修了証明書の番号

第二十一条 [同上]

[2~4 同上]

5 第十条の二第四項の規定は、アマチュア局に係る免許状に電波の型式を記載する場合に準用する。

[9 同上]

別表第二号の三第3 [同左]

[同左]

1 様目

無線局事項書及び工事設計書	
1 免許の番号	A第 号
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更
3 社团(クラブ)/個人の別	<input type="checkbox"/> 社团(クラブ) <input type="checkbox"/> 個人
	都道府県一市区町村コード [ ]
	〒 ( - )
4 住所	電話番号 ( ) -
	国籍 [ ]
	フリガナ
5 氏名又は名称及び代表者氏名	
6 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: . . . . . <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 日
7 無線従事者免許証の番号	

8	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項							
9	呼出符号	都道府県一市区町村コード ( )							
10	無線設備の設置場所又は常置場所	住所							
11	移動範囲	<input type="checkbox"/> 移動する (陸上、海上及び上空) <input type="checkbox"/> 移動しない							
12	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力							
13	変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 4・5	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 9	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 11	<input type="checkbox"/> 12	<input type="checkbox"/> 15	
14	備考								
15	工事設計書	第 送 信 機	変更の種類	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更					
			適合表示無線設備の番号			名称個数	電圧		
			発射可能な電波の型式及び周波数の範囲					V	
			変調方式コード						
			定格出力 (W)	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更					
第 送	適合表示無線設備の番号								
第 送	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲								

8	無線局の目的	アマチュア業務用	
9	通信事項	アマチュア業務に関する事項	
10	呼出符号	都道府県一市区町村コード ( )	
11	無線設備の設置場所又は常置場所	住所	
12	移動範囲	<input type="checkbox"/> 移動する (陸上、海上及び上空) <input type="checkbox"/> 移動しない	
13	希望する周波数帯	電波の型式	空中線電力
	<input type="checkbox"/> 135kHz	<input type="checkbox"/> 31A <input type="checkbox"/> 41A	W
	<input type="checkbox"/> 475.5kHz	<input type="checkbox"/> 3MA <input type="checkbox"/> 4MA	W
	<input type="checkbox"/> 1.9MHz	<input type="checkbox"/> A1A <input type="checkbox"/> 3MA <input type="checkbox"/> 4MA	W
	<input type="checkbox"/> 3.5MHz	<input type="checkbox"/> 3HA <input type="checkbox"/> 4HA	W
	<input type="checkbox"/> 3.8MHz	<input type="checkbox"/> 3HD <input type="checkbox"/> 4HD	W
	<input type="checkbox"/> 7MHz	<input type="checkbox"/> 3HA <input type="checkbox"/> 4HA	W
	<input type="checkbox"/> 10MHz	<input type="checkbox"/> 2HC <input type="checkbox"/>	W
	<input type="checkbox"/> 14MHz	<input type="checkbox"/> 2HA <input type="checkbox"/>	W
	<input type="checkbox"/> 18MHz	<input type="checkbox"/> 3HA <input type="checkbox"/>	W
	<input type="checkbox"/> 21MHz	<input type="checkbox"/> 3HA <input type="checkbox"/> 4HA	W
	<input type="checkbox"/> 24MHz	<input type="checkbox"/> 3HA <input type="checkbox"/> 4HA	W
	<input type="checkbox"/> 28MHz	<input type="checkbox"/> 3VA <input type="checkbox"/> 4VA <input type="checkbox"/> 3VF <input type="checkbox"/> 4VF	W
	<input type="checkbox"/> 50MHz	<input type="checkbox"/> 3VA <input type="checkbox"/> 4VA <input type="checkbox"/> 3VF <input type="checkbox"/> 4VF	W
	<input type="checkbox"/> 144MHz	<input type="checkbox"/> 3VA <input type="checkbox"/> 4VA <input type="checkbox"/> 3VF <input type="checkbox"/> 4VF	W
	<input type="checkbox"/> 430MHz	<input type="checkbox"/> 3VA <input type="checkbox"/> 4VA <input type="checkbox"/> 3VF <input type="checkbox"/> 4VF	W
	<input type="checkbox"/> 1200MHz	<input type="checkbox"/> 3SA <input type="checkbox"/> 4SA <input type="checkbox"/> 3SF <input type="checkbox"/> 4SF	W
	<input type="checkbox"/> 2400MHz	<input type="checkbox"/> 3SA <input type="checkbox"/> 4SA <input type="checkbox"/> 3SF <input type="checkbox"/> 4SF	W
	<input type="checkbox"/> 5600MHz	<input type="checkbox"/> 3SA <input type="checkbox"/> 4SA <input type="checkbox"/> 3SF <input type="checkbox"/> 4SF	W
	<input type="checkbox"/> 10.1GHz	<input type="checkbox"/> 3SA <input type="checkbox"/> 4SA <input type="checkbox"/> 3SF <input type="checkbox"/> 4SF	W

信 機	変調方式コード	名称個数		電圧
	終段管	V		
定格出力 (W)				
送信中線の型式				
周波数測定装置の有 無	周波数測定装置	<input type="checkbox"/> 有		
	施行規則第11条の3第7号の装置	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
添付図面	<input type="checkbox"/> 送信機系統図			
その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。		

短 辺 (日本産業規格A列4番)

14 の 番 号	<input type="checkbox"/> 10.4GHz	<input type="checkbox"/> 3SA	<input type="checkbox"/> 4SA	<input type="checkbox"/> 3SF	<input type="checkbox"/> 4SF	<input type="checkbox"/>	W	
	<input type="checkbox"/> 24GHz	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	W	
	<input type="checkbox"/> 47GHz	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	W	
	<input type="checkbox"/> 77GHz	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	W	
	<input type="checkbox"/> 135GHz	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	W	
	<input type="checkbox"/> 249GHz	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	W	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	W	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	W	
	<input type="checkbox"/> 4630KHz	<input type="checkbox"/> A1A						W
	<input type="checkbox"/> 3~5	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 11	<input type="checkbox"/> 12	<input type="checkbox"/> 13	<input type="checkbox"/> 16	
	15 備考							

短 辺 (日本産業規格A列4番)

第 送 信 機	変更の種類	<input type="checkbox"/> 取替	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 撤去	<input type="checkbox"/> 変更	
	適合表示無線設備の番号					
	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲					
	変調方式コード					
	終段管	名称個数		電圧		
定格出力 (W)	V					
変更の種類	<input type="checkbox"/> 取替	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 撤去	<input type="checkbox"/> 変更		
適合表示無線設備の番号						

16 工事設計書		長	
送信機	発射可能な電波の型式及び 周波数の範囲		
	変調方式コード		
終段管	名称個数	電圧	V
定格出力 (W)			
第 送 信 機	変更の種類別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更	
	適合表示無線設備の番号		
	発射可能な電波の型式及び 周波数の範囲		
	変調方式コード		
	終段管	名称個数	電圧
定格出力 (W)			
第 送 信 機	変更の種類別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更	
	適合表示無線設備の番号		
	発射可能な電波の型式及び 周波数の範囲		
	変調方式コード		
	終段管	名称個数	電圧
定格出力 (W)			

送信空中線の型式	
周波数測定装置の有無	<input type="checkbox"/> 有 (誤差0.025%以内) <input type="checkbox"/> 無
添付図面	<input type="checkbox"/> 送信機系統図
その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。

毎辺 (日本産業規格A列4番)

注1 [同左]

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 (注) 3 4 5 6 7 11 12 13 15 16	[同左]
2 法第9条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 10 14 16	[同左]
3 法第9条第4項又は第17条第1項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 10 11 12 14	[同左]
4 法第19条の規定による変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 7 (注3) 10(注4) 13 (注3) 14 15	[同左]
5 施行規則第43条第3項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	1 2 (注) 3 4 5 10 11 14	[同左]

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 (注) 3 4 5 6 7 10 11 12 14 15	(注) 開設に該当する。
2 法第9条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 9 13 15	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更に該当する。
3 法第9条第4項又は第17条第1項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 9 10 11 13	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更に該当する。
4 法第19条の規定による変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 7 (注3) 9(注4) (注3) 13 14	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更に該当する。 (注3) この欄の変更の場合に限る。 (注4) この欄の変更をしない場合に限る。
5 施行規則第43条第3項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	1 2 (注) 3 4 5 9 10 13	(注) 変更に該当する。

【2・3 略】

4 3の欄は、個人又は社団（クラブ）の区別により、該当する□にレ印を付けること。

【5 略】

6 5の欄は、申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるもの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

【7 略】

8 7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものを除く。）の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること（当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格が代表者以外の者である場合は、14の欄に当該者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載すること。）。

また、無線従事規則第46条に基づき無線従事者の免許又は第50条に基づき免許証再交付の申請と同時に申請する場合（社団の場合を除く。）においては□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。

9 9の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。

10 10の欄は、次によること。

【(1)～(3) 略】

11 11の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

12 12の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するとき、□にレ印を付けること。また、申請者が社団の場合であつて、当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格によらず指定を希望する場合は、14の欄に第10条の2の規定に基づき記号を「希望する周波数等の記号 ○○○」のように記載すること。

【判る】

【判る】

13 13の欄は、該当する□にレ印を付けること。

14 14の欄は、次によること。

(1) 免許の申請の場合

【ア 略】

イ 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。

【2・3 同左】

4 3の欄は、社団（クラブ）又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

【5 同左】

6 5の欄は、申請者が社団の場合はその名称及び代表者の氏名（一般社団法人の場合は代表者の氏名を除く。）を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

【7 同左】

8 7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（一般社団法人を除く。）の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること。

9 10の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。

10 11の欄は、次によること。

【(1)～(3) 同左】

11 12の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

12 13の欄は、次によること。

① 該当する□にレ印を付けることとし、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。

② 変更の申請の場合であつても、変更後に発射する全ての周波数帯、空中線電力及び電波の型式について、該当する□にレ印を付けること。

13 14の欄は、該当する□にレ印を付けること。

14 15の欄は、次によること。

(1) 【同左】

【ア 同左】

イ 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から6月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。



(2) 遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点（無線設備の設置場所又は常置場所に限る。）及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の権内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

【ア～ウ 略】

【(3)・(4) 略】

15 15の欄は、次によること。

【(1)～(13) 略】

(14) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にシ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。

ただし、第15条の3第4項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。

また、送信機に接続する附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）は、□にシ印を付けることを要せず、送信機系統図（附属装置の諸元を含む。）の提出を要しない。

【(15) 略】

別表第六号の三 アラチュア局に交付する免許状の様式（第21条第1項関係）

第1 人工衛星等のアラチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアラチュア局以外のアラチュア局

無線局免許状			
氏名又は名称		免許の番号	識別信号
免許人の住所			
無線局の種類別	無線局の目的	運用許容時間	
免許の年月日	免許の有効期間		
通信事項	通信の相手方		
移動範囲			
無線設備の設置／常置場所			

(2) 【同左】

遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。

【ア～ウ 同左】

【(3)・(4) 同左】

15 16の欄は、次によること。

【(1)～(13) 同左】

(14) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にシ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。

ただし、第15条の3第4項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。

また、現に免許を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続する場合であつて、当該無線局の指定事項に変更がない場合は、送信機系統図（附属装置の諸元を含む。）の提出を要しない。

【(15) 同左】

別表第六号の三 【同左】

第1 【同左】

無線局免許状			
氏名又は名称		免許の番号	識別信号
免許人の住所			
無線局の種類別	無線局の目的	運用許容時間	
免許の年月日	免許の有効期間		
通信事項	通信の相手方		
移動範囲			
無線設備の設置／常置場所			

電波の型式、周波数及び空中線電力	
備考	
<p>法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを傍受してはならない。</p> <p>年 月 日</p> <p>(何) 総合通信局長 (注) 印</p>	

長 辺 (日本産業規格A列5番)

【注 略】

第2 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局別表第六号のこの様式を用いるものとし、法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局については、全ての事項を英語で併記する。

別表第十三号第1 アマチュア局 (空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの (個人が開設するものに限る。)) の無線局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式 (第20条の13関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)  
アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書 (特例様式)

年 月 日

(何) 総合通信局長 (注1) 殿

収入印紙をはるところ

(この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格A列4番の用紙にはってください。)

(必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入してください。)

電波の型式、周波数及び空中線電力	
備考	
<p>法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを傍受してはならない。</p> <p>年 月 日</p> <p>(何) 総合通信局長 (注) 印</p>	

長 辺 (日本産業規格A列5番)

【注 同左】

第2 【同左】

【新設】

アマチュア無線をはじめたいので申請します。  
 (電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。)

記

1 申請者 (注2)

住所	〒( ) ( )
	国籍 (外国人のみ記載) [ ]
氏名	フリガナ

2 電波法第5条に規定する欠格事由 (注3)

電波法又は放送法に基づく処分歴等 (同条第3項) 有 無

3 免許に関する事項 (注4)

① 無線局の種類及び局数	アマチュア局 1局
② 希望する免許の有効期間	<input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 年 月 日まで (5年未満の希望する日)
③ 備考	

4 電波利用料の前納 (2年目以降の前払) (注5)

① 電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (毎年納付)
② 電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します (5年分納付)。 <input type="checkbox"/> 3年 (4年分納付) <input type="checkbox"/> 2年 (3年分納付) <input type="checkbox"/> 1年 (2年分納付)

5 申請の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ □上記1と同じ
電話番号	
電子メールアドレス	

無線局事項書及び工事設計書 (注6)

6 免許の番号	※記載不要	A第	号
7 申請 (届出) の区分	開設		
8 住所及び氏名	上記1と同じ		
9 無線従事者免許証の番号	<input type="checkbox"/> 無線従事者免許 <input type="checkbox"/> 同時申請 <input type="checkbox"/> 国家試験受験番号 <input type="checkbox"/> 修了証明書の番号	同時申請の資格	
10 無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項		
11 呼出符号	※記載不要		
12 無線設備の常置場所	住所	□上記1及び8の住所と同じ	
13 移動範囲	移動する (陸上、海上及び上空)		
14 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	□指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力		

15 備考		
16	第_____送信機	適合表示無線設備の番号
	第_____送信機	適合表示無線設備の番号
	第_____送信機	適合表示無線設備の番号
	第_____送信機	適合表示無線設備の番号
工事設計書		適合表示無線設備の番号
その他の工事設計書		<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。

備考 この様式は、次の全てに当てはまるアマチュア局に限り使用することができる。

- (1) 空中線電力が50W以下の無線設備を使用するもの
- (2) 適合表示無線設備のみを使用するもの
- (3) 移動するもの
- (4) 個人が開設するもの
- (5) 人工衛星等のアマチュア局でないもの

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。
- (3) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに准じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 3 2の欄は、法第5条第3項に規定する欠格事由（電波法又は放送法に基づく処分歴等）の有無について、該当する□にシ印を付けること。
- 4 3の欄は、次によること。
  - (1) ②の欄は、該当する□にシ印を付けること。5年未満の免許の有効期間を希望する場合は、その期間を記載すること。

- ② ③の欄は、次によること。
- ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
- イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 5 4の欄は、施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の前納について、次により記載すること。
- (1) ①の欄は、電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。  
なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。
- (2) ②の欄は、①の欄が「有」に該当する場合は、電波利用料の前納に係る期間について記載することとし、無線局の免許の有効期間のうち該当する□にレ印を付けること。
- 6 無線局事項書及び工事設計書に係る記載は、次によること。
- (1) 9の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、無線従事者規則第46条に基づく無線従事者の免許の申請又は第50条に基づく免許証再交付の申請と同時に申請する場合は、□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。
- (2) 12の欄は、次によること。
- ア 無線設備の常置場所の欄は、無線設備の常置場所を「何県何市何町〇ー〇ー〇何内」のように記載すること。なお、無線設備の常置場所と1及び8の欄の住所が同一の場合は、□にレ印を付けることにより記載を省略することができる。
- イ 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。
- ウ 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録記号を記載すること。
- (3) 14の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□にレ印を付けること。
- (4) 15の欄は、次によること。
- ア 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。
- イ 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。
- ウ 遠隔操作を行う場合は、遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点（無線設備の設置場所又は常置場所に限る。）及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが

免許人が所有又は管理する一の構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

a 電波の発射の停止を確認することができること。

b 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないように措置しているものであること。

c インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

エ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

オ 周波数測定装置を備え付けている場合は、その旨を記載すること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。また、施行規則第11条の3第7号の装置を備え付けていない場合は、その旨を記載すること。

カ その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

⑤) 16の欄は、次によること。

ア 2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機と表示して送信機ごとに、その適合表示無線設備の番号の欄に技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。

イ その他の工事設計の欄は、この無線局事項書及び工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

7 無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8 申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十三号第2 アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年 月 日

【新設】

(何) 総合通信局長 (注1) 殿

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい(変更した)ので、下記のとおり申請(届出)します。

(申請(届出)にあたり、無線局免許手続規則第12条第1項(第25条第1項において準用する場合を含む。)に規定する書類を添えます。)

無線設備の増設・取替・撤去(電波法第17条)

電波の型式並びに周波数及び空中線電力(一括して表示する記号)の変更(電波法第19条)

(無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。)

免許人住所の変更(電波法第21条)

無線設備の常置場所の変更(施行規則第43条)

呼出符号の変更(電波法第19条)

その他の変更( )

(注2)

記

1 申請(届出)者(注3)

住所	〒( )
	国籍(外国人のみ記載) [ ]
氏名	フリガナ

2 変更の対象となる無線局に関する事項(注4)

① 無線局の種類及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	



③ 免許の番号	A第	号
④ 備考		

3 申請 (届出) の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ <input type="checkbox"/> 上記1と同じ
電話番号	
電子メールアドレス	

無線局事項書及び工事設計書 (注5)

4 免許の番号	上記2③と同じ		
5 申請 (届出) の区分	変更		
6 住所及び氏名	上記1と同じ		
7 無線従事者免許証の番号	<input type="checkbox"/> 無線従事者免許	同時申請の資格	
	<input type="checkbox"/> 同時申請	国家試験受験番号	
		修了証明書の番号	
8 無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項		
9 呼出符号			
10 無線設備の常置場所	住所	<input type="checkbox"/> 上記1及び6の住所と同じ	
		移動する (陸上、海上及び上空)	
11 移動範囲	移動する (陸上、海上及び上空)		
12 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力		

カ

13	変更する欄の番号	□6	□7	□9	□10	□12	□15
14	備考						
		第 送信機	変更の種別	□取替	□増設	□撤去	
			適合表示無線設備の番号				
			変更の種別	□取替	□増設	□撤去	
15	工事設計書	第 送信機	適合表示無線設備の番号				
			変更の種別	□取替	□増設	□撤去	
			適合表示無線設備の番号				
			変更の種別	□取替	□増設	□撤去	
	第 送信機	適合表示無線設備の番号					
		変更の種別	□取替	□増設	□撤去		
	第 送信機	適合表示無線設備の番号					
		変更の種別	□取替	□増設	□撤去		
その他の工事設計		□電波法第3章に規定する条件に合致する。					

備考1 この様式は、次の全てに当てはまるアマチュア局に限り使用することができる。

- (1) 空中線電力が50W以下の無線設備を使用するもの
- (2) 適合表示無線設備のみを使用するもの
- (3) 移動するもの
- (4) 個人が開設するもの
- (5) 人工衛星等のアマチュア局でないもの

2 無線従事者免許証の番号の変更は、無線従事者資格の変更の場合に限る。なお、無線従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する□にシ印を付けること。

- 3 1の欄は、次によること。
- ① 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。
  - ② 申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。
  - ③ 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 4 2の欄は、次によること。
- ① ②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。
  - ② ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
  - ③ ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 5 無線局事項書及び工事設計書に係る記載は、次によること。
- ① 4の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
  - ② 7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、無線従事者規則第46条に基づく無線従事者の免許の申請又は第50条に基づく免許証再交付の申請と同時に申請する場合は、□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。
  - ③ 10の欄は、次によること。
    - ア 無線設備の常置場所の欄は、無線設備の常置場所を「何県何市何町〇ー〇ー〇何内」のように記載すること。なお、無線設備の常置場所と1及び6の欄の住所が同一の場合は、□にレ印を付けることにより記載を省略することができる。
    - イ 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。
    - ウ 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録記号を記載すること。
  - ④ 12の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□にレ印を付けること。
  - ⑤ 13の欄は、該当する□にレ印を付けること。
  - ⑥ 14の欄は、次によること。
    - ア 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。
    - イ 遠隔操作を行う場合は、遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又は

<p>インターネットの利用のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点(無線設備の設置場所又は常置場所に限る。)及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。</p> <p>a 電波の発射の停止を確認することができること。</p> <p>b 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないように措置しているものであること。</p> <p>c インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。</p> <p>ウ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。</p> <p>エ 周波数測定装置を備え付けている場合は、その旨を記載すること。ただし、26、175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。また、施行規則第11条の3第7号の装置を備え付けていない場合は、その旨を記載すること。</p> <p>オ その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。</p> <p>⑦ 15の欄は、次によること。</p> <p>ア 2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機と表示して送信機ごとに該当する事項を記載すること。</p> <p>イ 変更の種別の欄は、変更する送信機において該当する□にレ印を付けること。</p> <p>ウ 適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。</p> <p>エ 変更に係る部分について、当該変更後の事項を記載すること。</p> <p>オ その他の工事設計の欄は、この無線局事項書及び工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。</p> <p>6 無線局免許状等の申請(届出)に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請(届出)者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。</p> <p>7 申請(届出)書並びに無線局事項書及び工事設計書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。</p> <p>別表第十四号第1 アマチュア局の再免許申請書(無線局事項書及び工事設計書の添付を省略す</p>
--

[新設]

る場合に限る。)の様式(第20条の13関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認め  
た場合は、それによることができる。)

アマチュア局再免許申請書(特別様式)

年 月 日

(何) 総合通信局長(注1) 殿

収入印紙をはるところ
(この欄にはりきれないときは、別紙にはると 書いて、日本産業規格A列4番の用紙にはって ください。)
(必要額を超えて収入印紙をはっている場合 は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のよう に記入してください。)

アマチュア無線を 引き続き 運用したいので 申請します。

(無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の  
3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。)

記

1 申請者(注2)

住所	〒( )
	国籍(外国人のみ記載) [ ]
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ

2 電波法第5条に規定する欠格事由(注3)

電波法又は放送法に基づく処分歴等(法第5条第3項)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------------------------	---

3 免許に関する事項 (注4)

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	
③ 免許の番号	A第 _____ 号
④ 免許の年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
⑤ 希望する免許の有効期間	<input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> _____ 年 _____ 月 _____ 日まで (5年未満の希望する日)
⑥ 備考	

4 電波利用料の前納 (2年目以降の前払) (注5)

① 電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (毎年納付)
② 電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します (5年分納付) <input type="checkbox"/> 3年 (4年分納付) <input type="checkbox"/> 2年 (3年分納付) <input type="checkbox"/> 1年 (2年分納付)

5 申請の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ <input type="checkbox"/> 上記1と同じ
電話番号	
電子メールアドレス	

備考 この様式は、人工衛星局等のアマチュア局でないもの及び無線局事項書及び工事設計書の添付を省略するものに限り使用することができる。

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

- ① 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。
- ② 申請者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。
- ③ 申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名 (公益社団法人

その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるもの場合は代表者の氏名を除く。)を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

④ 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、法第5条第3項に規定する欠格事由（電波法又は放送法に基づく処分歴等）の有無について、該当する□にシ印を付けること。

4 3の欄は、次によること。

① ⑤の欄は、該当する□にシ印を付けること。5年未満の免許の有効期間を希望する場合は、その期間を記載すること。

② ⑥の欄は、次によること。

ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 4の欄は、施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の前納について、次により記載すること。

① ①の欄は、電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にシ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

② ②の欄は、①の欄が「有」に該当する場合は、電波利用料の前納に係る期間について記載することとし、無線局の免許の有効期間のうち該当する□にシ印を付けること。

6 無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十四号第2 アラチュア局の変更等申請書及び届出書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アラチュア局変更等申請書及び届出書（特例様式）

年 月 日

（何） 総合通信局長（注1） 殿

以下の事項について、アラチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、無線局免許  
手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請（届出）します。

【新設】

- 無線設備の増設・取替・変更・撤去（電波法第17条）
- 電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）  
（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
- 免許人住所の変更（電波法第21条）
- 移動する局の無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
- 移動しない局の無線設備の設置場所の変更（電波法第17条）
- 呼出符号の変更（電波法第19条）
- 社団（クランブ）の定款又は理事に関する変更（施行規則第43条）
- その他の変更（ \_\_\_\_\_ ）  
（注2）

記

1 申請（届出）者（注3）

住所	〒（ _____ ）  
氏名又は名称及び代表者氏名	国籍（外国人のみ記載）〔 _____ 〕 フリガナ .....

2 変更の対象となる無線局に関する事項（注4）

① 無線局の種類及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	
③ 免許の番号	A第 _____ 号
④ 備考	

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ
----	------



電話番号	
電子メールアドレス	

備考1 この申請書及び届出書には、別表第二号の三第3「ア」ラテュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式1を添付すること。

2 無線従事者免許証の番号の変更にあつては、無線従事者資格の変更の場合に限る。なお、無線従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する□にシ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。

(2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

(3) 申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるもの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。

(2) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。

(3) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 無線局免許状等の申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

6 申請（届出）書用の紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## 目次

「第一章」第七章 略」  
第八章 アマチュア局の運用（第二百五十七条―第二百六十一条）  
「第九章・第十章 略」  
附則

（長時間の送信）  
第三十条 無線局は、長時間継続して通報を送信するときは、三十分（アマチュア局にあつては十分）ごとを標準として適当に「DE」及び自局の呼出符号を送信しなければならない。  
第八章 アマチュア局の運用

（発射の制限等）  
第二百五十七条 アマチュア局においては、その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も、その局が動作することを許された周波数帯から逸脱してはならない。

第二百五十八条 アマチュア局は、自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、若しくは与える虞があるときは、すみやかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。但し、遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第七十四条第一項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

（周波数等の使用区別）  
第二百五十八条の二 アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別は、別に告示するところによるものとする。

（禁止する通報）

第二百五十九条 アマチュア局の送信する通報は、他人の依頼によるものであつてはならない。ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通報及び人工衛星に開設するアマチュア局の送信する通報は、この限りでない。

（無線設備の操作）

第二百六十条 アマチュア局の無線設備の操作を行う者は、免許人（免許人が社団である場合は、その構成員）以外の者であつてはならない。

（規定の準用）

第二百六十一条 アマチュア局の運用については、この章に規定するもののほか、第四章及び第六章の規定を準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 目次

「第一章」第七章 同上」  
第八章 アマチュア局の運用（第二百五十七条―第二百六十一条）  
「第九章・第十章 同上」  
附則

（長時間の送信）  
第三十条 無線局は、長時間継続して通報を送信するときは、三十分（アマチュア局にあつては十分）ごとを標準として適当に「DE」及び自局の呼出符号を送信しなければならない。  
第八章 アマチュア局の運用

（発射の制限等）  
第二百五十七条 アマチュア局においては、その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も、その局が動作することを許された周波数帯から逸脱してはならない。

第二百五十八条 アマチュア局は、自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、若しくは与える虞があるときは、すみやかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。但し、遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第七十四条第一項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

（周波数等の使用区別）  
第二百五十八条の二 アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別は、別に告示するところによるものとする。

（禁止する通報）

第二百五十九条 アマチュア局の送信する通報は、他人の依頼によるものであつてはならない。第二百五十九条 アマチュア局の送信する通報は、他人の依頼によるものであつてはならない。

（無線設備の操作）

第二百六十条 アマチュア局の無線設備の操作を行う者は、免許人（免許人が社団である場合は、その構成員）以外の者であつてはならない。

（規定の準用）

第二百六十一条 アマチュア局の運用については、この章に規定するものの外、第四章の規定を準用する。

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>(周波数の安定のための条件) 第十五条 [略] 〔2 略〕</p> <p>3 移動局(移動するアマチュア局を含む。)の送信装置は、実際上起り得る振動又は衝撃によつても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。 (通信速度) 第十七条 [略] 〔2 略〕</p> <p>3 アマチュア局の送信装置は、前二項の規定にかかわらず、通常使用する通信速度でできる限り安定に動作するものでなければならない。 (変調) 第十八条 [略] 第十九条 [略]</p> <p>2 アマチュア局の送信装置は、通信に秘匿性を与える機能を有してはならない。 (通信方式の条件) 第十九条 [略]</p> <p>2 無線電話(アマチュア局のものを除く。)であつてその通信方式が単信方式のものは、送信と受信との切換装置が一挙動切換式又はこれと同等以上の性能を有するものであり、かつ、船舶局のもの(手動切換えのものに限る。)については、当該切換装置の操作部分が当該無線電話のマイクホン又は送受話器に装置してあるものでなければならない。 〔3・4 略〕</p> <p>(送信装置の条件) 第五十六条 H三E電波、J三E電波又はR三E電波二八MHz以下を使用する無線局の送信装置は、次の表に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局、地上基幹放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信装置については、この限りでない。 〔表略〕 〔2 略〕</p> <p>別表第二号(第6条関係) 〔第1～第53 略〕</p> <p>第54 アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。)の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示するものとする。 〔第55～第79 略〕</p>	<p>(周波数の安定のための条件) 第十五条 [同上] 〔2 同上〕</p> <p>3 移動局(移動するアマチュア局を含む。)の送信装置は、実際上起り得る振動又は衝撃によつても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。 (通信速度) 第十七条 [同上] 〔2 同上〕</p> <p>3 アマチュア局の送信装置は、前二項の規定にかかわらず、通常使用する通信速度でできる限り安定に動作するものでなければならない。 (変調) 第十八条 [同上] 第十九条 [同上]</p> <p>2 アマチュア局の送信装置は、通信に秘匿性を与える機能を有してはならない。 (通信方式の条件) 第十九条 [同上]</p> <p>2 無線電話(アマチュア局のものを除く。)であつてその通信方式が単信方式のものは、送信と受信との切換装置が一挙動切換式又はこれと同等以上の性能を有するものであり、かつ、船舶局のもの(手動切換えのものに限る。)については、当該切換装置の操作部分が当該無線電話のマイクホン又は送受話器に装置してあるものでなければならない。 〔3・4 同上〕</p> <p>(送信装置の条件) 第五十六条 H三E電波、J三E電波又はR三E電波二八MHz以下を使用する無線局の送信装置は、次の表に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局、地上基幹放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信装置については、この限りでない。 〔表同上〕 〔2 同上〕</p> <p>別表第二号(第6条関係) 〔第1～第53 同左〕</p> <p>第54 アマチュア局(人工衛星に開設するもの及びそれを遠隔操作するものを除く。)の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示するものとする。 〔第55～第79 同左〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇十一の三十四 略」</p> <p>十二 アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。)に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下(五四mV以下の周波数の電波を使用するものについては、二〇〇ワット以下)のもの</p> <p>「十三〇八十 略」</p> <p>「2 略」</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一〇十一の三十四 同上」</p> <p>十二 アマチュア局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下(五四mV以下の周波数の電波を使用するものについては、二〇〇ワット以下)のもの</p> <p>「十三〇八十 同上」</p> <p>「2 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	



(無線従事者規則の一部改正)

第六条 無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

<p>(認定の基準)</p> <p>第二十一条 法第四十一条第二項第二号の総務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕六 略</p> <p>七 授業形態は、<u>同時受講型授業</u>(イからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。)、<u>随時受講型授業</u>(ニ及びホに掲げるものをいう。以下同じ。)<u>又は同時・随時受講型授業</u>(同時受講型授業及び随時受講型授業の組合せによる授業をいう。以下同じ。)のいずれかに該当するものであること。</p> <p>〔イ〕ホ 略</p> <p>〔八〕略</p> <p>九 <u>同時受講型授業又は同時・随時受講型授業</u>(同時受講型授業に係る部分に限る。)<u>の講師は、一の会場当たりの養成人員四十人以上を置くものであること。ただし、総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>〔十〕十二 略</p> <p>十三 第七号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師等の担当する授業科目別授業時間(同時受講型授業又は同時・随時受講型授業(随時受講型授業に係る部分に限る。))の場合にあつては、講師等の担当する授業科目)、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第二十二条 法第四十一条第二項第二号に規定する認定を受けようとする者は、その養成課程に<u>関し、次に掲げる事項を記載した申請書に、標準教科書以外の教科書を使用する場合はその使用する教科書を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。ただし、申請書に記載する事項又は提出する教科書が既に提出した申請書に記載したもの又は提出した教科書と同一である場合は、申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載又は教科書の提出を省略することができる。</u></p> <p>〔一〕五 略</p> <p>六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの</p> <p>イ 実施の期間及び場所(随時受講型授業又は同時・随時受講型授業(随時受講型授業に係る部分に限る。))の場合にあつては、<u>受講形態の概要</u></p> <p>ロ 授業科目及び授業科目別授業時間(同時受講型授業又は同時・随時受講型授業(同時受講型授業に係る部分に限る。))の場合にあつては、<u>時間割を含む。</u>並びに実施要領(前条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。)</p> <p>ハ 講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する授業科目別授業時間(同時受講型授業又は同時・随時受講型授業(随時受講型授業に係る部分に限る。))の場合にあつては、<u>担当する授業科目</u></p> <p>〔二〕ル 略</p>	<p>(認定の基準)</p> <p>第二十一条 「同上」</p> <p>〔一〕六 同上」</p> <p>七 授業形態は、<u>授業科目別に同時受講型授業</u>(イからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。)<u>又は随時受講型授業</u>(ニ及びホに掲げるものをいう。以下同じ。)に該当するものであること。</p> <p>〔イ〕ホ 同上」</p> <p>〔八〕同上」</p> <p>九 <u>同時受講型授業の講師は、一の会場当たりの養成人員四十人以上を置くものであること。ただし、総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>〔十〕十二 同上」</p> <p>十三 第七号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師等の担当する授業科目別授業時間(同時受講型授業の場合にあつては、講師等の担当する授業科目)、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第二十二条 「同上」</p> <p>〔一〕五 同上」</p> <p>〔同上〕</p> <p>イ 実施の期間及び場所(随時受講型授業の場合にあつては、<u>受講形態の概要</u>)</p> <p>ロ 授業科目及び授業科目別授業時間(同時受講型授業の場合にあつては、<u>時間割を含む。</u>)並びに実施要領(前条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。)</p> <p>ハ 講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する授業科目別授業時間(同時受講型授業の場合にあつては、<u>担当する授業科目</u>)</p> <p>〔二〕ル 同上」</p>
--	--

〔七〇九 略〕

〔2 略〕

(変更の承認等)

第二十五条 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類（使用する教科書を変更しようとするときは、変更後使用する教科書を含む。）を提出し、あらかじめ総合通信局長の承認を受けなければならない。

一 長期型養成課程以外の養成課程

〔イ・ロ 略〕

ハ 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

〔1 略〕

(2) 授業科目及び授業科目別授業時間（同時受講型授業又は同時・随時受講型授業（同時受講型授業に係る部分に限る。）にあつては、時間割を含む。）並びに実施要領（第二十一条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

〔3〕(9) 略〕

〔ニ・ホ 略〕

〔1 略〕

〔2 略〕

3 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総合通信局長に届け出なければならない。

一 長期型養成課程以外の養成課程

〔イ 略〕

ロ 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

(1) 実施場所（随時受講型授業又は同時・随時受講型授業（随時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあつては、受講形態の概要）

〔2〕(5) 略〕

〔ハ 略〕

〔1 略〕

(報告)

第二十六条 〔略〕

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。

〔1 略〕

二 養成課程が終了したとき。

〔イ〜ハ 略〕

二 講師等の氏名及び担当科目別授業時間（同時受講型授業又は同時・随時受講型授業（随時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあつては、担当する授業科目）

〔ホ〜チ 略〕

別表第六号（第二十一条関係）

〔七〇九 同上〕

〔2 同上〕

(変更の承認等)

第二十五条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1 同上〕

(2) 授業科目及び授業科目別授業時間（同時受講型授業にあつては、時間割を含む。）並びに実施要領（第二十一条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

〔3〕(9) 同上〕

〔ニ・ホ 同上〕

〔1 同上〕

〔2 同上〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 実施場所（随時受講型授業の場合にあつては、受講形態の概要）

〔2〕(5) 同上〕

〔ハ 同上〕

〔1 同上〕

(報告)

第二十六条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔1 同上〕

二 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

二 講師等の氏名及び担当科目別授業時間（同時受講型授業の場合にあつては、担当する授業科目）

〔ホ〜チ 同上〕

別表第六号（第二十一条関係）

【表略】

注 随時受講型授業又は同時・随時受講型授業にあっては、同時受講型授業に相当する教育効果が得られる授業時間とする。

別表第十一号様式（第46条、第50条関係）

【表同左】

注 随時受講型授業にあっては、同時受講型授業に相当する教育効果が得られる授業時間とする。

別表第十一号様式（第46条、第50条関係）



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条（電波法施行規則第三条第一項第十五号の改正規定、第四条第一項第二十四号の改正規定、第八条第二項第十号の改正規定、第十一条の三第七号の改正規定、第十三条の二の改正規定、第十五条の改正規定、第三十四条の三第三号の改正規定、第三十四条の十の改正規定、第四十三条第四項の改正規定、第五十一条の十五第一項第一号及び第二号の三の改正規定並びに別表第三号の表注5の改正規定を除く。）及び第二条（無線局免許手続規則第二条第一項第八号の改正規定、第五条第二項の改正規定並びに別表第二号の三第3の注6、注8ただし書、注14（1）イ及び同注（2）の改正規定を除く。）の規定並びに第六条（無線従事者規則別表第十一号様式の改正規定に限る。）の規定は、令和五年九月二十五日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この省令による改正前の無線局免許手続規則（以下「旧免許手続規則」という。）第十条の二第四項（旧免許手続規則第二十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく電波の型式、周波数及び空中線電力の表示は、この省令の施行の日以降においては、この省令による改正後の無線局免許手続規則（以下「新免許手続規則」という。）の規定に従って相当の電波の型式、周波数及び空中線電力の表示をしているものとみなす。

3 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、新免許手続規則別表第二号の三第3の様式にかかわらず、第一項ただし書に規定する施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の様式によることができる。この場合において、新免許手続規則別表第二号の三第3の様式の7の欄、同様式の12の欄及び同様式の15の欄中「周波数測定装置の有無」に掲げる事項について旧免許手続規則別表第二号の三第3の様式の余白に記載するものとする。

4 無線従事者免許申請書及び無線従事者免許証再交付申請書は、この省令による改正後の無線従事者規則（以下「新無線従事者規則」という。）別表第十一号様式の様式にかかわらず、第一項ただし書に規定する施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の様式によることができる。この場合において、新無線従事者規則第四十六条又は第五十条に基づく申請と、アマチュア局の免許に係る申請（法第六条の規定によるアマチュア局の免許の申請又は法第十九条の規定による電波の型式、周波数及び空中線電力の指定の変更の申請に限る。）とを同時にするときには、その旨をこの省令による改正前の無線従事者規則別表第十一号様式の余白に記載するものとする。